

## 愛知県立大学転入学規程

(目的)

第1条 愛知県立大学の転入学に関する事項は、愛知県立大学学則（以下「学則」という。）第5条及び第35条の規定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の許可)

第2条 転入学は、愛知県立大学の学科・専攻の学生定員に欠員ある場合に限り、学則第22条の規定に基づき選考の上、入学を許可する。

(入学年次)

第3条 転入学は、履修状況により、第2年次又は第3年次に入学するものとする。

(転入学資格)

第4条 本学への転入学出願資格は、各学部教授会が別に定める。

(選抜方法等)

第5条 転入学者選抜方法及び出願時期・出願書類については、別に定める。

(単位認定)

第6条 単位認定については、各学部教授会において別に定める。

(修業年限、在学期間及び休学期間)

第7条 修業年限、在学期間及び休学期間は、次のとおりとする。

- (1) 第2年次に入学を許可された者の修業年限は3年とし、在学期間は6年、休学期間は3年を超えることができない。
- (2) 第3年次に入学を許可された者の修業年限は2年とし、在学期間は4年、休学期間は2年を超えることができない。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。